



2022年5月13日

各 位

会社名 トーヨーカネツ株式会社
代表者名 代表取締役社長 大和田 能史
(コード番号 6369 東証プライム)
問合せ先 専務執行役員コーポレート本部長 米原 岳史
(TEL. 03-5857-3333)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、2022年6月28日開催予定の第114期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 取締役会の監督機能を執行と分離し強化することを目的として、取締役会の招集権者及び議長を、代表取締役に限定せず取締役会から選定できるようにするため、当社定款第22条(取締役会の招集等)について変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次の通り当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月28日(火)

定款変更の効力発生日 2022年6月28日(火)(※)

※ただし、現行定款第14条の削除及び変更案第14条の新設については、附則第2条に定める日に効力が生ずるものといたします。

以 上

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第13条 (条文省略)	第1条～第13条 (現行通り)
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	
<p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	(削除)
(新設)	(電子提供措置等)
	<p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
第15条～第21条 (条文省略)	第15条～第21条 (現行通り)
(取締役会の招集等)	(取締役会の招集等)
<p>第22条 取締役会は、代表取締役が招集し、その議長となる。代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発しなければならない。但し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>3. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第22条 取締役会は、<u>取締役の中から取締役会の決議により選定されたものが</u>招集し、その議長となる。<u>選定された取締役に</u>事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発しなければならない。但し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>3. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
第23条～第41条 (条文省略)	第23条～第41条 (現行通り)
附 則	附 則
(監査役の責任免除に関する経過措置)	(監査役の責任免除に関する経過措置)
<p>1. 当社は、第107期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 第107期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償</p>	<p>第1条 当社は、第107期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 第107期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償</p>

<p>責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第34条の定めるところによる。</p> <p>(新設)</p>	<p>責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第34条の定めるところによる。</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条 現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
--	--